

市町村から寄せられた意見と県の対応について

資料 4

- 1 平成30年1月9日～平成30年1月31日
 2 意見募集内容 長野県土地利用基本計画(案)に対する意見
 3 意見提出状況 22件(8市町村)

番号	記載頁	項目	意見の内容	意見への対応
1	P2 22行目 P3 21行目 P9 20行目	第1 土地利用の基本方向 1 県土地利用の基本方針 (1) 県土地利用をめぐる現状 ア 本格的な人口減少社会の到来 (2) 県土地利用をめぐる現状を踏まえた取り組むべき課題 ア 県土管理水準等の維持及び向上	「平成37年」及び「平成39年」という表記について、元号改正をふまえ西暦を併記する等方法を検討されたい。 (同趣旨の意見 他2件)	(修正あり) 計画書全体について、過去は西暦〇年(平成〇年)、将来は西暦〇年の表示に統一します。(例:2012年(平成24年)、2027年)
2	P4 15～16行目	第1 土地利用の基本方向 1 県土地利用の基本方針 (3) 県土地利用の課題に対応するための基本方針	以下の箇所の表現を修正することは可能か。 「集約化」→「集約・誘導」	(修正なし) 本計画の基本としている第五次国土利用計画(長野県計画)でも同じ文言を使用しており、都市のコンパクト化を表現する用語としては「集約化」がよく使用されることから、記載のとおりとします。(国の計画も「集約化」という表現となっております。)
3	P5 9行	同上	健全な水循環の維持により、地球温暖化が防げると読めます。関連性は適当か(地球温暖化が、水循環に影響を及ぼすのではないか)。	(修正なし) 第5次国土利用計画(全国計画・県計画)の中でも同様の記載をしていること、また、国の水循環基本計画では「地球温暖化への対応」として記載されており、本計画では、地球温暖化が水循環へ及ぼす影響に対する適応策としての記載と考えますので、計画案の記載のとおりとします。
4	P6 23行目	2 地域類型別の県土地利用の基本方向 (1) 都市	「既存の低・未利用地」の表現で「既存の」は不要だと思われます。	(修正なし) 新たな土地需要に対して、市街地内に既にある低・未利用地の優先利用の方向性を示したものであり、「既存」の記載には意義があると考えられることから、計画案の記載のとおりとします。
5	P7 34行目	(3) 自然維持地域	「気候変動への順応性の高い生態系の確保」とは、どういう状態を表すのか分かり難い。	(修正なし) 第五次国土利用計画(全国計画・長野県計画)のほか、国の「気候変動の影響への適応計画」でも使用されている用語であり、気候変動に対応し得る生態系の確保を表現する用語として使用していることから計画案の記載のとおりとします。
6	P8	3 地域別の土地利用の基本方向 (1) 東信地域	「松本と佐久間の地域高規格道路の整備」を追加していただきたい。 当該道路は県中央部を結び、文化の交流や地域経済の発展等に寄与する必要な道路であるため。	(修正なし) 地域高規格道路に指定されていないため、記載するのは尚早と考えます。

番号	記載頁	項目	意見の内容	意見への対応
7	P8 23行目	3 地域別の土地利用の基本方向 (1) 東信地域	「浅間山をはじめとする防災・減災のまちづくり」の表現は適切か。10頁32行目と同様の方が良いと思われます。	(一部修正あり) 「浅間山に対する火山対策等をはじめとする防災・減災のまちづくり」に修正いたします。
8	P9 16行目	(2) 南信地域	国道361号の整備により、交流エリアが拡大していることから、下線部分の追加についてご検討いただきたい。 (2) 南信地域 この地域は、本県の南部に位置し、中央自動車道により首都圏、中京圏との交流が深く、伊那木曾連絡道路(権兵衛トンネル)の開通以降は、木曾地域とも交流が進んでいるとともに、 <u>国道361号の整備により岐阜県高山市までの移動時間の短縮が図られたため、交流エリアの拡大につながっています。</u> 今後、三遠南信自動車道の建設により…	(修正なし) 広域の交流エリアの要素は重要だと考えますが、多くのケースが考えられることから、本計画案では主に高速自動車道、地域高規格道路を中心の記載となっていることをご了承願います。
9	P12 23行目	(4) 北信地域	以下の箇所の表現を修正することは可能か。 「…の指定を受けた」→「……の選定を受けた」	(修正あり) ご意見のとおり修正いたします。
10	P13 22行目	4 土地利用の原則 (2) 農業地域	「農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、」の表現は適切か。14頁5行目等も同様。	(修正なし) 国土利用計画法第9条第5項及び第6項の規定を引用したもので「農業地域」等の定義に当たるものであることから、計画案の記載のとおりとします。
11	P14 8行目	4 土地利用の原則 (3) 森林地域	「国民生活」は「県民生活」とした方が良いと思われます。	(修正あり) ご意見のとおり修正いたします。
12	P14 16行目	同上	「図るべきのもの」の表現で「の」を削除。	(修正あり) ご意見のとおり修正いたします。
13	P15	(5) 自然保全地域	長野県自然環境保全条例第15条に基づく、郷土環境保全地域についてはどのように扱うのか。	(修正なし) 「郷土環境保全地域」は「自然保全地域」以外の地域を、その区域周辺の生活環境を含め自然的社会的諸条件から指定し、一定の行為に対して届け出を求めることにより、保全を図っているところです。

番号	記載頁	項目	意見の内容	意見への対応
14	P16	イメージ図	自然保全地域内は15ページの記述に合わせて「特別地区」、「普通地区」と表記したほうが良いと考える。	(修正あり) ご意見のとおり修正いたします。
15	P19	第2 土地利用の調整に関する事項 2 特に調整を要する地域での留意事項	リニアのような大深度工事に対しての言及が何もない。水道水源保全地区についても記述が欲しい。	(修正なし) 本計画案は、県土を都市地域等五地域に分け、土地利用について記載しており、大深度の利用のあり方までを対象としていませんのでご了承ください。また、水道水源保全地区については、長野県水環境保全条例の規定により行為の制限等を定めており、同条例により対応するものとしします。
16	P19	同上	中山間地域を守る農業後継者が農地転用する事例への規制緩和措置の記載をお願いしたい。	(修正なし) 既存の制度(農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号による地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の策定等)でも農地転用の対応が可能であるため、規制緩和に関する記載はしないものとしします。
17	P19	第2 土地利用の調整に関する事項 2 特に調整を要する地域での留意事項 (1) 荒廃農地の増加への対応	里山周辺農地が山林化することで農作物での鳥獣被害が拡大している。農地を山林地域に変更することは、被害の防止に反している。適正な土地の利用について緩衝帯を含めた利用を考えるべき	(修正なし) 限定的に、既に森林化し、農地として活用が困難なものについて森林地域等に変更することを想定しています。また、ご指摘の野生鳥獣被害対策については、良好な県土管理の観点等から、複数か所で本計画案に記載しているところであり、計画案の記載のとおりとしします。
18	P19	第2 土地利用の調整に関する事項 2 特に調整を要する地域での留意事項 (2) 農地におけるインターチェンジ周辺や幹線道路沿いの開発への対応	商業圏域など大規模な開発が想定されることから、土地利用を規制・誘導する調整方針を立てることに加えて、広域調整の必要性を追加できないか。	(修正なし) 土地利用調整については、規模の大小等により様々なケースが考えられることから、それらに対応できるよう概括的な記載としていますので、ご了承ください。

番号	記載頁	項目	意見の内容	意見への対応
19	P19	第2 土地利用の調整に関する事項 2 特に調整を要する地域での留意事項 (4) 再生可能エネルギー関連施設の設置への対応	<p>再度修正を依頼するもので恐縮ですが、背景として、国の再生可能エネルギー普及促進策(固定価格買取制度)により、太陽光発電が急増する中で、太陽光発電施設の設置に伴う地域における様々な課題や懸念に対応するため、県内の多くの市町村において指導要綱やガイドラインの策定等がなされている状況から、明記することが望ましいと考えますので、再度検討をお願いします。</p> <p>なお、国が制定した「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」の5ページにおいても、土地利用に際し、遵守事項として、「関係法令及び条例の規定を遵守すること。」また、推奨事項としているものの、関係法令及び条例が定める基準以上に、安全対策や地域との共生を図るための取組を要する場合があるとし、「自治体が個別に策定する指導要綱、ガイドライン等を遵守するように努めること。」としております。よって、「関係法令や自治体が個別に策定する指導要綱、ガイドライン等の遵守を求めらる…」の下線部分の追記をお願いします。</p>	<p>(修正なし)</p> <p>条例については、「関係法令」に含まれるものと考えます。指導要綱・ガイドラインの遵守についても、「地域と調和した適正な土地利用」に含まれるものと考えており、指導要綱等を策定していない市町村もあることから、幅広く対応できるよう手続や考慮すべき事項について記載しています。</p>
20	P19	同上	<p>「地域の自然環境や景観、災害リスク等に配慮」へ「水源保全」を追加。「自然環境」の中に表されているかもしれませんが、重要な要素として特記してはいかがでしょうか。</p>	<p>(修正なし)</p> <p>「水源保全」は重要な配慮項目の一つと考えていますが、項目は他にも多数あるため、これらを総じた記載と考えます。また、計画の基本方針に「健全な水循環の維持又は回復を図る」との記載がされており、重要な要素として配慮されていると考えます。</p>